特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

茨城町長

公表日

令和8年10月22日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づく介護保険業務 ①住民票に基づき被保険者の資格の取得、喪失、異動等を管理する。 ②要介護認定申請に応じて諸要件を調査のうえ審査会を開催し、要介護（要支援）認定を行う。 ③世帯構成、世帯員の住民税課税状況、被保険者の所得及び生活保護受給状況等を把握し、保険料を賦課する。 ④普通徴収者に対して納付方法の選択（窓口、口座、コンビニエンスストア）ができるよう環境整備する。 ⑤公的年金特別徴収の対象者把握、異動、徴収額依頼等について、国保連合会を介し年金保険者と通知の受け渡しを行う。 ⑥介護保険料収納状況を管理し、督促や催告、あるいは還付等を行う。 ⑦世帯構成、世帯員の住民税課税状況、被保険者の所得及び生活保護受給状況等を把握し、自己負担割合の決定を行うほか、申請に応じて高額介護（予防）サービス費及び自己負担限度額の決定を行う。 ⑧介護保険給付の実績を管理する。 ⑨地域支援事業の実施に関する事務 ⑩公金受取口座を活用した給付及び還付事務に関すること ⑪窓口や郵送での書類の受入及びサービス検索・電子申請機能での受領
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)

2. 特定個人情報ファイル名
1. 介護資格ファイル　2. 介護保険料ファイル　3. 特別徴収ファイル　4. 介護認定ファイル　5. 介護補足給付ファイル 6. 介護負担区分ファイル　7. 給付実績ファイル　8. 収納情報ファイル　9. 滞納情報ファイル　10. 口座情報ファイル　11. 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一68の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会） ・番号法第19条第8号、別表第二93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第46、47条 （情報提供） ・番号法第19条第8号、別表第二1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、6、7、10、19、25、30、32、33、43、44、47条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部長寿福祉課
②所属長の役職名	長寿福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　　茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地　029－292－1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部長寿福祉課　茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地　029－292－1111
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスが発生するリスクへの対策として、人手を介在させる事務においては、複数人で確認を行うなど適正な処理を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護保険システムへのアクセスには静脈認証によるログインが必要であり、権限のない者が不正に利用することのないよう対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	Ⅰ-1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	⑦～高額介護サービス費～	⑦～高額介護（予防）サービス費～	事後	
平成29年3月31日	Ⅰ-1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		⑨地域支援事業の実施に関する事務　追加	事後	
平成29年3月31日	Ⅰ-4．情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠　情報提供	番号法第19条第7号，別表第二	番号法第19条第7号，別表第二　8,11追加	事後	
平成29年3月31日	Ⅰ-4．情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠　情報提供	番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　7，10　追加（及び情報も追加）	事後	
平成29年3月31日	Ⅰ-5．評価実施期間における担当部署①部署	保健福祉部社会福祉課	保健福祉部長寿福祉課	事後	
平成29年3月31日	Ⅰ-5．評価実施期間における担当部署②所属長	社会福祉課長	長寿福祉課長	事後	
平成29年3月31日	Ⅰ-7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務企画部総務課　茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地　029-292-1111	総務部総務課　茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地　029-292-1111	事後	
平成29年3月31日	Ⅰ-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	社会福祉課長　茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地　029-292-1111	長寿福祉課長　茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地　029-292-1111	事後	
平成30年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	2016/12/31	2018/3/16	事後	
平成30年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	2016/12/31	2018/3/16	事後	
平成31年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	2018/3/16	2018/12/31	事後	
平成31年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	2018/3/16	2018/12/31	事後	
平成31年3月31日	Ⅳ　リスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式変更に伴う記載
令和2年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	2018/12/31	2019/12/31	事後	
令和2年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	2018/12/31	2019/12/31	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	2019/12/31	2020/12/31	事後	
令和3年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	2019/12/31	2020/12/31	事後	
令和3年9月1日	4. ②法令上の根拠	（情報照会） ・番号法第19条第7号，別表第二93，94の項	（情報照会） ・番号法第19条第8号，別表第二93，94の項	事後	
令和3年9月1日	4. ②法令上の根拠	（情報提供） ・番号法第19条第7号，別表第二1，2，3，4，6，8，11，26，30，33，39，42，56の2，58，61，62，80，87，90，94，95，117の項	（情報提供） ・番号法第19条第8号，別表第二1，2，3，4，6，8，11，26，30，33，39，42，56の2，58，61，62，80，87，90，94，95，117の項	事後	
令和5年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	2020/12/31	2023/6/19	事後	
令和5年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	2020/12/31	2023/6/19	事後	
令和6年7月1日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	介護保険システム，収納管理システム，滞納管理システム，口座管理システム，宛名管理システム，年金集約システム，バックアップシステム，中間サーバー	介護保険システム，収納管理システム，滞納管理システム，口座管理システム，宛名管理システム，年金集約システム，バックアップシステム，中間サーバー，申請管理システム	事後	
令和6年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年6月19日 時点	令和6年6月18日 時点	事後	
令和6年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年6月19日 時点	令和6年6月18日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和6年6月18日 時点	令和7年12月31日 時点	事後	
令和8年2月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年6月18日 時点	令和7年12月31日 時点	事後	
令和8年2月28日	Ⅳ　リスク対策 8.人手を介在させる作業	記載なし	新規記載	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正に伴う追加
令和8年2月28日	Ⅳ　リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	新規記載	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正に伴う追加
令和8年2月28日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法に基づく介護保険業務 ①住民票に基づき被保険者の資格の取得，喪失，異動等を管理する。 ②要介護認定申請に応じて諸要件を調査のうえ審査会を開催し，要介護（要支援）認定を行う。 ③世帯構成，世帯員の住民税課税状況，被保険者の所得及び生活保護受給状況等を把握し，保険料を賦課する。 ④普通徴収者に対して納付方法の選択（窓口，口座，コンビニエンスストア）ができるよう環境整備する。 ⑤公的年金特別徴収の対象者把握，異動，徴収額依頼等について，国保連合会を介し年金保険者と通知の受け渡しを行う。 ⑥介護保険料収納状況を管理し，督促や催告，あるいは還付等を行う。 ⑦世帯構成，世帯員の住民税課税状況，被保険者の所得及び生活保護受給状況等を把握し，自己負担割合の決定を行うほか，申請に応じて高額介護（予防）サービス費及び自己負担限度額の決定を行う。 ⑧介護保険給付の実績を管理する。 ⑨地域支援事業の実施に関する事務	介護保険法に基づく介護保険業務 ①住民票に基づき被保険者の資格の取得，喪失，異動等を管理する。 ②要介護認定申請に応じて諸要件を調査のうえ審査会を開催し，要介護（要支援）認定を行う。 ③世帯構成，世帯員の住民税課税状況，被保険者の所得及び生活保護受給状況等を把握し，保険料を賦課する。 ④普通徴収者に対して納付方法の選択（窓口，口座，コンビニエンスストア）ができるよう環境整備する。 ⑤公的年金特別徴収の対象者把握，異動，徴収額依頼等について，国保連合会を介し年金保険者と通知の受け渡しを行う。 ⑥介護保険料収納状況を管理し，督促や催告，あるいは還付等を行う。 ⑦世帯構成，世帯員の住民税課税状況，被保険者の所得及び生活保護受給状況等を把握し，自己負担割合の決定を行うほか，申請に応じて高額介護（予防）サービス費及び自己負担限度額の決定を行う。 ⑧介護保険給付の実績を管理する。 ⑨地域支援事業の実施に関する事務 ⑩公金受取口座を活用した給付及び還付事務に関すること	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月22日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法に基づく介護保険業務 ①住民票に基づき被保険者の資格の取得，喪失，異動等を管理する。 ②要介護認定申請に応じて諸要件を調査のうえ審査会を開催し，要介護（要支援）認定を行う。 ③世帯構成，世帯員の住民税課税状況，被保険者の所得及び生活保護受給状況等を把握し，保険料を賦課する。 ④普通徴収者に対して納付方法の選択（窓口，口座，コンビニエンスストア）ができるよう環境整備する。 ⑤公的年金特別徴収の対象者把握，異動，徴収額依頼等について，国保連合会を介し年金保険者と通知の受け渡しを行う。 ⑥介護保険料収納状況を管理し，督促や催告，あるいは還付等を行う。 ⑦世帯構成，世帯員の住民税課税状況，被保険者の所得及び生活保護受給状況等を把握し，自己負担割合の決定を行うほか，申請に応じて高額介護（予防）サービス費及び自己負担限度額の決定を行う。 ⑧介護保険給付の実績を管理する。 ⑨地域支援事業の実施に関する事務 ⑩公金受取口座を活用した給付及び還付事務に関すること	介護保険法に基づく介護保険業務 ①住民票に基づき被保険者の資格の取得、喪失、異動等を管理する。 ②要介護認定申請に応じて諸要件を調査のうえ審査会を開催し、要介護（要支援）認定を行う。 ③世帯構成、世帯員の住民税課税状況、被保険者の所得及び生活保護受給状況等を把握し、保険料を賦課する。 ④普通徴収者に対して納付方法の選択（窓口、口座、コンビニエンスストア）ができるよう環境整備する。 ⑤公的年金特別徴収の対象者把握、異動、徴収額依頼等について、国保連合会を介し年金保険者と通知の受け渡しを行う。 ⑥介護保険料収納状況を管理し、督促や催告、あるいは還付等を行う。 ⑦世帯構成、世帯員の住民税課税状況、被保険者の所得及び生活保護受給状況等を把握し、自己負担割合の決定を行うほか、申請に応じて高額介護（予防）サービス費及び自己負担限度額の決定を行う。 ⑧介護保険給付の実績を管理する。 ⑨地域支援事業の実施に関する事務 ⑩公金受取口座を活用した給付及び還付事務に関すること ⑪窓口や郵送での書類の受入及びサービス検索・電子申請機能での受領	事前	次期オンライン申請サービス本番運用開始に伴う追記
令和8年10月22日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム，収納管理システム，滞納管理システム，口座管理システム，宛名管理システム，年金集約システム，バックアップシステム，中間サーバー，申請管理システム	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事前	次期オンライン申請サービス本番運用開始に伴う追記
令和8年10月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和7年12月31日時点	令和8年9月30日時点	事後	
令和8年10月22日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年12月31日時点	令和8年9月30日時点	事後	
令和8年10月22日	評価書全体	読点として「，」を使用	読点として「、」を使用	事後	